



# みみより商工会情報

2023

01

No.123

経営お役立ち情報や地域の情報を発信！



## 第33回しらうお&産業まつり開催決定！！

来たる1月28日（日）、今年度も津島しらうお&産業まつり実行委員会と宇和島市主催で“しらうお&産業まつり”が開催されることとなりました。写真は3年ぶりに開催された昨年の風景より抜粋しました。

会員の皆様方へおかれましては、平素より地域振興事業に携わっていただき、誠にありがとうございます。今回の開催におきましても、地域の発展のためご協力いただきますようお願い申し上げます。



# THANK YOU!

## 免税事業者からインボイス発行事業者になった方へ

免税事業者が令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録を受けている場合、登録日（令和5年10月1日）以後は課税事業者となります。したがって個人事業主であれば、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間について消費税の申告が必要となります。また、仮に3月決算法人であれば、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間について消費税申告が必要となります。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（2割特例）が設けられています。具体的には売上に係る消費税額から売上税額の80%を差し引いて納付税額とする特例です。特に手続きは必要なく、申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用が可能です。

例)

項目	税率10%分	
課税売上額（税込）	8,800,000	円
課税仕入額（税込）	3,300,000	円

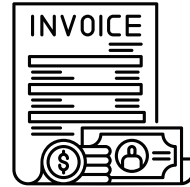
2割特例期間の終了後は基本的に原則課税となりますが、必要に応じて※簡易課税を選択できます（基準期間の課税売上高5,000万円以下）。事務が楽になる、納税額がお得になる場合があるなどのメリットがあります。詳しくは商工会までご相談ください。

○2割特例を適用する場合

$$\begin{aligned} \text{納税額} &= \text{売上税額}800,000\text{円} - \text{特別控除税額}640,000\text{円} (\text{売上税額の}80\%) \\ &= 160,000\text{円} \end{aligned}$$

○原則課税を適用する場合

$$\begin{aligned} \text{納税額} &= \text{売上税額}800,000\text{円} - \text{仕入税額}300,000\text{円} \\ &= 500,000\text{円} \end{aligned}$$



※売上に係る消費税額に対して、業種ごとのみなし仕入れ率を乗じた金額を差し引いて消費税納税額を計算する方法

出典：清文社  
インボイス制度対応！消費税の申告実務ガイド

## 愛媛県の経済動向について

緩やかに持ち直しているが、物価上昇に伴う個人消費への影響が懸念される

全国：11月の内閣府月例報告によると、景気はこのところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きも緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが日本の景気を下押しするリスクとなっている。

愛媛県内：愛媛県内も緩やかに持ち直している。先行きについては、物価上昇が個人消費に水を差す可能性があり、注意する必要がある。



**雇用**：地域別有効求人倍率は東予が1.45倍、中予が1.29倍、南予が1.57倍とすべてで前年を上回った。

**物価**：10月の松山市の消費者物価指数（2020年=100）は、総合指数が106.7と前年同月比3.9%上昇。生鮮食品を除く指数も105.9と3.5%上昇し、21カ月連続で前年を上回った。

**消費**：10月の「百貨店・スーパー」の販売額は、前年同月比1.9%増と、4カ月ぶりにで前年を下回った。

「ドラッグストア」ではドミナント戦略による出店ラッシュがつづいており、28カ月連続で前年を上回る販売額となった。

**観光**：10月の道後温泉旅行宿泊客数は前年同月比6.9%増の70,214人と堅調に推移している。

10月の県内主要観光施設入込客数は、前年同月比0.7%減となった。そのようななか南予では「大洲まちの駅あさもや」などの施設が前年を大きく上回った。



出典：いよぎん地域経済研究センター  
IRC Monthly調査月報 1月号

